

第5章

計画の推進

- 1 PDCAサイクルに基づく計画の推進
- 2 計画の周知
- 3 計画の推進体制

1 PDCAサイクルに基づく計画の推進

(1) 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析

県は、県内の医療費の実態を把握するため、医療費のデータや市町及び保険者における医療費適正化に関連する取組状況を把握し、計画の進捗状況の管理、評価を行います。

進捗状況の管理等に際しては、関係機関や学識経験者等によって構成される栃木県医療費適正化計画協議会において、計画に定めた目標値の進捗状況と施策の取組状況との因果関係等について報告し、分析を行います。

(2) 毎年度の進捗状況の管理

県は、計画に掲げた目標の達成状況を把握するため、初年度及び最終年度以外の毎年度、目標の進捗状況を管理し、その結果を公表します。

(3) 実績の評価

県は、計画期間の最終年度である平成35(2023)年度に、計画に掲げた平成35年度の医療費見込みに留意の上、実績医療費や目標について調査及び分析を行い、暫定的な評価結果を公表します。

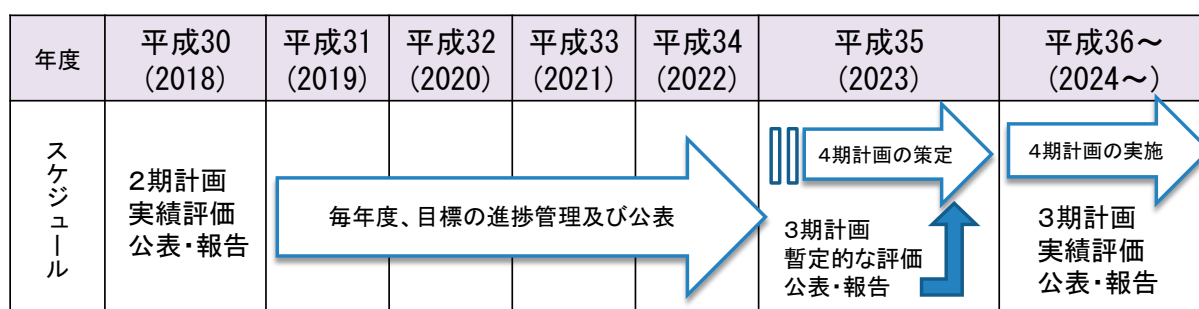
県は、計画期間終了の翌年度である平成36(2024)年度に、実績医療費や目標の達成状況について、最終的な実績評価を行い、その結果を公表します。

(4) 要因分析・対策実施

県は、毎年度行う進捗状況の管理を踏まえ、必要に応じ、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行います。

計画期間の最終年度に、栃木県医療費適正化計画(4期計画)の作成作業を行うこととなるため、当該計画の内容検討に当たり、暫定的な評価結果を適宜活用するものとします。

図5 計画の進捗管理等の流れ



2 計画の周知

(1) 市町・保険者・医療機関に対する周知

医療費の適正化を実現するためには、県、市町、保険者、医療機関等の関係者が、自らの役割を十分に認識し、互いに連携・協力しなければなりません。

県は、関係者が本計画に基づく医療費適正化に向けた施策・取組を展開できるよう計画の周知に努め、その理解と行動を求めています。

(2) 県民に対する周知

医療費の適正化には、県民自らの健康づくりに向けた取組や適切な受療行動など、一人ひとりの理解と協力が何よりも重要であることから、県は、県民の生活習慣や受療行動についての行動変容を促すために、計画の概要版を作成するとともに、計画をホームページ等に掲載して、広く県民に周知します。

また、県政出前講座等で直接県民に計画の内容を周知するなど、あらゆる機会・手段を通じて県民の理解促進に努めます。

3 計画の推進体制

(1) 本庁

医療費適正化計画に掲げた取組は、庁内の関係各課を横断して取り組む課題に係るものが多いことから、関係各課間で十分に情報の共有化を図り、より効果的に推進するとともに、「栃木県保健医療計画」や「とちぎ健康 21 プラン」、「栃木県高齢者支援計画」、「栃木県国民健康保険運営方針」等との調和を図りながら、計画を推進します。

また、栃木県医療費適正化計画協議会に計画の進捗状況を報告するとともに、計画推進に関する意見聴取を行い、実効性のある取組を確保します。

(2) 健康福祉センター（保健所）

広域健康福祉センター（保健所）は、管内市町を支援しながら地域の医療機関相互の連携及び医療機関と介護サービス事業者等との連携を促進するなど、地域の医療連携体制の構築に向け、積極的な役割を果たします。

また、地域の保健・医療・福祉に関する情報収集及び分析を行うとともに市町等に対し積極的な情報提供に努めます。